

2026(令和8)年 7月28 日

文部科学省
文部科学大臣 松本 洋平 様

2027(令和9)年度
特別支援教育を含む教育関係予算等に関する要望

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22
築地ニッコンビル 6階
TEL03-3545-3380
asj@autism.or.jp (担当 樋口)

日ごろより、自閉スペクトラム症(以下、自閉症という)をはじめとする発達障害への理解の促進、諸施策の実現のご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

私達、日本自閉症協会は、知的障害の有無にかかわらず全ての 自閉症当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

要望の前提として、教育にあたっては、こどもの権利を擁護し、インクルーシブな教育環境の整備とともに、個に応じた教育を受ける権利を保障していただき、主体的に社会に参画する市民となるためのシチズンシップを年齢に応じて学ぶ機会を保障してください。

知的な障害のない発達障害の児童生徒の数が増える中、そうした生徒が主に在籍する通常の学級や特別支援学級、通級指導教室(特別支援教室)に関わる環境の改善が必須です。そのため、特別支援教育関係予算のみでなく、その他教育関係予算の要望も入っています。

**2027(令和9)年度
特別支援教育を含む教育関係予算等に関する要望**

1. 教員の質、理解と対応力

- ① 教員の研修では、自閉スペクトラム症（以下、自閉症）を含む発達障害についての対応力・指導力の向上のために特別支援学校・学級での実習を研修に取り入れてください。
- ② 管理職任用のカリキュラムに、自閉症をはじめとする発達障害について学ぶ単元を加えてください。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを必要などころでは専任制、複数指名にし、保護者に周知してください。（背景）特別支援教育コーディネーターが設置されて長年経過したにもかかわらず、取り組みにはばらつきがあります。児童生徒・保護者の問題解決や校内委員会の運営、関係機関との連携など、多くの業務を担うためには、学級担任と併任することは困難です。また年度替わりには引き継ぎが難しく、取り組みが途切れるリスクがあります。複数指名によってリスクを回避できる可能性が高まります。
- ④ 少人数学級の推進と、教職員の定数を改善してください。

2. インクルーシブ教育、合理的配慮

- ① 「同じ教室で共に学ぶ」だけではなく、個々の児童生徒に合った環境で、自分に合った内容を共に学ぶという、真のインクルーシブ教育を実施してください。
（背景）通常の学級では、合理的配慮が未だに特別視されます。また集団に馴染むことが通常の学級に在籍する判断基準になる傾向があります。通常の学級を安心して選択できるようにしてください。
- ② 感覚過敏やこだわりが認められる児童生徒へ合理的配慮を行ってください。
（背景）まだまだわがままだと受け取られやすい現状があります。

3. 通級指導教室ならびに特別支援学級

- ① きめ細かい教育の実現のために、特別支援学級の学級編成基準を8人から6人に見直してください。
- ② 高等学校における通級指導教室の設置を加速してください。
- ③ 福祉や心理の分野の専門職を学校に常勤させてください。
- ④ 通級指導教室の設置における地域格差を解消してください。
（背景）通級指導教室の設置は地域格差が大きく、入級希望が受け入れられない、在籍年数が決まっているなどの現状があります。地教委任せにしない取り組みが必要です。

4. 特別支援学校

- ① 特別支援学校の教育対象となる障害種に自閉症を含む発達障害を明記してください。
- ② 特別支援学校の過大と過密、教室不足の解消を早急に進めてください。
- ③ 特別支援学級への在籍変更の手続きや引き継ぎがスムーズに行われる体制を構築してください。
（背景）最近の特別支援学校は従来に比べ知的にレベルの高い児童生徒が増加し、重度知的障害の児童生徒の教育が後退する危惧があります。一方で特別支援学級への在籍変更が可能なケースでは、変更前後の連携や引き継ぎが不足し、保護者が転籍をためらう原因になっています。都道府県と市区町村をまたぐことで、学籍簿変更や連携体制の構築など、移行の煩雑さも課題です。

5. 不登校、登校しぶり、フリースクール

- ① リモートによる授業など児童生徒の状態に応じた多様な学びの機会を保障してください。

- ② 学校に通えない児童生徒の定期健康診断が確実に行われるようにしてください。医療機関受診の費用を補助してください。
- ③ フリースクールや通信制サポート校を利用する家庭に助成をしてください。
- ④ 単に「家庭で学べればよい」はなく、子どもが安心して他者と関わり、社会との接点を少しずつ広げられる施策をお願いします。

6. 連携

- ① 特別支援学校において、卒業後に利用する福祉事業所との移行連携を強化してください。サポートブック等を活用し、本人の困りごとの内容が福祉事業所に十分に提供されるようにしてください。

7. その他

- ① 強度行動障害への取り組み
 - a. 教員の強度行動障害に関する理解を促進し、発症予防と重篤化防止に協力してください。
 - b. 強度行動障害状態、もしくはその傾向にある児童の数を特別支援学校については、一昨年末に調査されていますが、通常の学校についてもその数を把握してください。
 - c. 強度行動状態にある児童生徒に対して標準的支援を整理し、保護者や福祉・医療分野と共通認識を持ち、一貫性のある対応をしてください。

(背景)強度行動障害の発症がみられた際に、保護者や関係機関と連携した迅速な対応が必要です。対応が遅れ、重篤化するケースがよくみられます。学校生活が原因となる場合が多いことの認識も必要です。
 - ② 「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服」という表現の「改善・克服」について、見直しを検討していただきたい。
 - (背景)「改善・克服」という表現は、障害そのものを本人が克服すべきだという障害の個人モデルの印象を与えかねません。一方で、教育にはそもそも「子どもの成長を促す」という役割があることから、それらを総合的に考慮した適切な表現が求められます。
 - ③ 生成 AI について
- 生成 AI を活用して個別評定、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する動きが広がっています。個人情報を入力する危うさもあることから、使用方法の注意喚起をお願いします。

(以上)